

## 教科書から見たドイツの政治教育

橋 本 幸 子  
(教育学研究室)

Die politische Bildung in Deutschland aus den Lehrbüchern

Sachiko HASHIMOTO

キーワード：政治教育，ドイツ

### I 問題提起

昨年在外研究員としてドイツの学校を訪問して、最も驚き、深く感動したのは、ドイツの政治教育の充実であった。現実の政治には一切何もふれない、見て見ぬふりをすることを教育の政治的中立と勘違いしている人が大多数を占める我が国の教育界では、全く考えられないような政治学の授業であった。我が国の政治教育については、OECD教育調査団や多くの外国人が指摘しているように、戦後我が国では教育をめぐる極度に政治的対立が激しかったために、政治教育という特定の偏向した政治思想教育と同じ意味に解釈され、国民の基礎的教養としての民主主義と民主政治に関する教育がおろそかにされてきた。私は昭和30年代のように若者たちが特定の偏向した政治思想に煽動され、極度に政治に敏感になったのも、また今日のように政治に全く無関心な若者が増えたのも、日本の正しい意味での政治教育の欠落によるものだと思っている。当然のことながら政治的教養を高めるための教育と特定の政治思想への洗脳とは異なる。私が日本の政治教育の充実を説くと、「現実の政党や政治を授業で扱うと、担当の教員の考え方を生徒に押しつけることになるから非常に危険だ。その上子どもにそのような難しいこ

とを教えても理解できないであろう」という答えが返って来る。そこで「あなたは各政党の政策を知っていますか」と尋ねると、全く何も知らないという。政策が分からないから棄権する、何党でも同じようなものだから棄権する、政策を知らないまま投票する、政策はよく知らないが、何となくその政党が好きだから投票する、これが現代の日本の典型的な有権者の姿ではなかろうか。私はドイツの13歳の生徒たちが、政治学の授業中にCDU（キリスト教民主同盟）やSPD（社会民主党）、FDP（自由民主党）、CSU（キリスト教社会同盟）や緑の党等の政策を熱心に読み、互いに相手の意見に静かに耳を傾け、討論していることを思うと、今日の日本国民の政治に対する無関心と国会議員たちのやじと罵倒で終始する国会の現状は、外国人に指摘されるまでもなく、異常ではないかとさえ思えてくる。子どものみならず、日本国民全体が政治的な訓練を受けていないために、政治的に非常に未熟であることは、故ユルゲン・ベルント、元ベルリン大学教授を初め、多くの知日派、親日派の外国人たちがすでにしばしば指摘していることである。このような大人に育てないためにも、子どもを現実の政治から隔離して、現実の政治のことについて何も知らない状態にしておくこ

となく、子どもに正しい政治的意識を育て、政治的な訓練をする必要があると思う。国内問題でも同様であるが、日本が今後国際社会で活躍するためには、価値観が日本とは全く異なる国々を相手に、ねばり強く話し合わなければならないことがしばしば起こってくるであろう。自分の意見を相手にはっきりと分かり易く伝え、冷静に討論し、相手との意見の一致点を見つけようと気長に努力することが今後ますます必要となるであろう。面倒なことではできるだけ避けて通ろうとする日本的なやり方と比べて、ドイツでは徹底的にこの面倒な事がらと取り組んでいるのを見たので、私にとって大変印象深かったことは言うまでもない。そこで私はすぐに、ドイツの政治学の教科書ではどのようなことを教えているのか調べてみたいと思った次第である。

参考にした教科書は、5～6学年用の「<sup>①</sup>政治学」、7～8学年用の「<sup>②</sup>政治学」、9～10学年用の「<sup>③</sup>政治学」、<sup>④</sup>「政治学、バーデン・ヴュルテムベルク州の実科学校のための社会科、7学年用」、<sup>⑤</sup>「社会科、前期中等教育段階の政治教育のための教科書、7～10学年用」、<sup>⑥</sup>「公民の学習分野、7～10学年用、教科書並びに学習書」、<sup>⑦</sup>「政治、経済、公民、前期中等教育段階用、7学年以上」、<sup>⑧</sup>「政治学、前期中等教育段階用の教科書並びに学習書、7～10学年用」、<sup>⑨</sup>「お互いに、相互のために、政治教育のための読本並びに学習書、基幹学校並びに実科学校用」の9冊である。これらの教科書を以後この順序で、教科書A、教科書B、教科書C……教科書Iと略記する。

## II 主要テーマとその内容

先に挙げた9冊の政治学の教科書で、主として論じられているテーマとそれについて記述してある教科書の数とそのテーマのために費やされている頁数を、頁数の多いものから順に、次の表にまとめた。「強制と自由の間—社会の中の個人」や「我々の欲求」「人間はお互いに」のように漠然としたテーマの場合は、できるだけその内容に忠実に従って分類した。

テーマに従って、番号順にその内容の概略を紹介する。経済組織については省略する。

1. 政党, 政治, 選挙, 民主主義, 民主主義の原理, 行政組織について  
〔教科書B〕

第1表 政治学の主要テーマとなっているものの中で、費やされている頁数から見た順位

順位	主要テーマ	教科書の数	頁数
1	政治, 政党, 選挙, 民主主義とその原理, 行政組織	8	391
2	平和教育, 国際政治, 発展途上国の政治と開発援助	8	301
3	学校生活	7	214
4	経済組織, 消費者教育, 宣伝と価格	7	196
5	家庭, 政治と家庭との関係	7	160
6	情報, 個人とメディア	6	121
7	法と裁判	7	112
8	労使関係, 被雇傭者, 労働と賃金	5	69
9	職業	5	64
10	集団と役割, 人間はお互いに	4	58
11	余暇	4	57
12	環境問題	3	55
13	社会保障	4	39
14	人との交際について, 礼儀正しさ, 偏見	5	34
15	住宅問題	2	22
15	自動車問題	2	22
17	周辺グループの人々 (外国人, ホームレスの人々)	3	15
18	スポーツ	1	13
19	我々の欲求	1	10
19	老人問題	1	10
21	犯罪	1	8

「政党と政治」の章は、外部からの政党、内部からの政党、このようにして各自の意志や要求は押し通される、という項目に分かれており、各政党の政策、その政策を推進するのに伴って起こってくるプラスの面とマイナスの面、各人の考え方や立場によって、どのような政策を重視するかということも決まり、自分の考え方に近い政党を選ぶことによって、自分の意志や要求を通すことができることを教えている。

〔教科書C〕

「有権者にはどのような選択の余地があるのか」の章では、選挙や選挙権について、ドイツの基本法に定められていること—基本法、第2章、連邦及

び州の20条（基本的国家秩序，抵抗権），21条（政党），28条（州憲法への連邦の保障），33条（公民権の平等，第3章，連邦議会，38条（選挙））について，選挙の仕組み，選挙制度や候補者の指名，選挙戦について解説している。

また次章の「選挙後，有権者は力を持つか，または無力か」では，選挙後，有権者たちは自分たちの意志を貫徹するために，議員たちの行動をよく見守っていなければならないこと，組閣の際に，年金問題の際に，有権者の力は無力なのか，またはどこまで力が及ぶのか，当局に反対して市民運動が至る所で起こっているが，どのようなことが市民運動によって解決できたのであろうか等，すべての人々にとって関心のある種々の事例をとりあげて，生徒たちに興味を持たせるように問いかけ，考えさせるような形式をとっている。

最後の章では，多数派が権利を持つ，多数派が正しいか，多数派が必ずしも正しいとは限らないことを，多くの例を引用して説明している。

ちなみに教科書A，B，Cは，ノルトライン・ヴェストファーレン州の文部省の検定を経たもので，同州のすべての学校種の6～10学年で用いられているものである。同文部省の学習指導指針と教育計画に記された公民教育の目標は，「自分とは異なる立場にある人の意見を尊重し，それを理解する能力を養う。これに基づき，利害関係を合理的に比較検討する能力を養う。人間の行動は社会的に拘束されていること，自分の考えを実行することは大変困難なことであることを，はっきりと教えることである。」つまり，利害関係が対立している事がらを合理的に解決するには，相対的な解決法しかないということを生徒たちに悟らせることなのである。

#### 〔教科書E〕

「政治的秩序の根本問題」の章では，人間社会において，統治のない社会はないこと，しかしながら政治的秩序は必ずしもすべての社会で同じではなく，それぞれ異なっていることを述べている。一つの社会の存続，発展のためには，そのために必要な知識や能力，価値，考え方がその社会を構成する個人に継承されなければならない。これは通常，教育や訓育を通して行われているのであるが，各個人にとっては，ある種の不愉快な事がらであり，一種の拘束でもある。しかしその社会の構成員である各個人は，その社会の規範や規制という強制の下に生きていか

ざるを得ない。このような考え方のもとに，次章の「統治組織」では，全体主義的統治，独裁政治，議会制民主主義について説明している。この教科書では，「ドイツ連邦共和国」の章を別に設けて，その政治の秩序，社会的な問題点について，さらに詳しく記述している。また「ドイツ民主共和国」という章も設けて，1945年のドイツの分割以後今日に至るまでの歴史と社会主義建設と経済活動，社会主義に適合する人間の教育，住民と指導者との関係，住民の生活水準，接近による変化か，または境界の設定による変化かという問いを投げかけて，ドイツの今後の政策について生徒たちに考えさせている。ほぼ同様な記述が見られるのは教科書Gで，カール・マルクスの学説とその効果についての記述がさらに加わっている。

#### 〔教科書F〕

「有権者と被選挙人」の章で，有権者によって合法的に行われた選挙によって選ばれた人が統治権をもつという統治権の公認のシステム，住民の政治への参加は，市民運動，オンブズマン制度，訴訟，その他の方法によって認められていること，現在ドイツに存在する政党とそれらの政策，どのような手続きを経て法律は成立するか，三権の仕組みと三権分立の必要性，地方自治体の政治と連邦の政治との関係，連邦主義の得失について熟慮した上でなお，なぜドイツでは連邦主義を貫いているのかという理由，連邦首相と連邦大臣と連邦大統領の選挙と任務と任期，司法について記述している。

#### 〔教科書G〕

「民主主義」「法治国家」「社会福祉国家」の3つの章に分けて，政治について詳述している。

「民主主義」の章では，民主主義とは何かという問題について多くの例を挙げ，民主的な統治，国民が決定すること，民主主義国家での選挙，政党は有権者の票を獲得しようと努力すること，コントロールと共同決定について記述している。特に，コントロールと共同決定の節では，具体的にドイツで行われた2つの市民運動（世界的に有名な観光地であり，保養地でもあるバイエルン地方に，大空港を建設しようとした政府の計画を阻止し，計画予定地を変更させたことと環境保護の立場から，原子力発電所の建設計画を阻止したこと）が成功した事例を取り上げ，政治参加の方法や有権者は選挙後も政治家の活動を厳しく監視していなければならないこと，とも

すれば選挙後は一切放任したままになりがちなこと  
に注意を促している。またここでは多数意見と少数  
意見についても詳しく述べている。多数による支配  
は、一方において少数の保護に対応することを原則  
としており、多数意見が必ずしも正しいことを意味  
しないこと、多数意見である状態は一瞬の如く過ぎ  
去り、いつかは少数意見になることもあるとして、  
少数意見の尊重も大切であることを説いている。

「法治国家」の章では、法治国家の定義と、学校  
を例に挙げて、法に基づいて国家の管理が行われて  
いることとその必要性について、若者の裁判権の行  
使、基本権（基本法の1条～19条）と人権について  
述べている。

「社会福祉国家」の章では、社会福祉国家とは、  
社会の矛盾を排し国民の生存権の保障を旨とする国  
家であると、その理想像については定義できるもの  
の、その実現は非常に困難であることを指摘してい  
る。すべての人々に平等な機会を与えたい、しかし  
どのようにしてそれが実現できるのか、ドイツにお  
ける貧困の問題、社会での安全を守る組織、失業  
（昔と今日）、奨学金の支給について説明している。

さらに「市町村」の章では、市町村とそれらの任  
務、ビジネスゲームとして、バスで通学している生  
徒たちのために新しいバス停留所を設置するには、  
どのような手続きが必要なのか、また経営の面での  
収支について考えさせ、一見簡単に解決できるよう  
に見えることでも、解決が困難なこともあることを  
教えている。

〔教科書H〕

「決定—統治—監視」の章の1節、「何のために  
政治なのか」では、若者に政治に関心を持たせるた  
めに、政治と関連している身近な事がらを挙げ、政  
治について常に関心を持っていなければならないこ  
とを説いている。

2節の「ドイツ連邦共和国の基本法の規定と政治」  
では、基本法1条（人間の尊厳）、20条（基本的  
国家秩序、抵抗権）、28条（州憲法への連邦の保障）、  
79条（基本法の変更）を抜粋して、代表制民主主義  
（誰が誰を支配するのか）、法治国家（すべての人に  
平等な権利か）、社会福祉国家（すべての人に平等  
な機会か）、連邦国家（州代表たちはボンで一緒に  
話し合う）について、基本権、権力の諸州への分散、  
国家の任務と個人の任務、社会保障の原則を中心  
に説明している。社会福祉政策に対するCDU/CSU、

SPD, FDP, Die Grünenの政策、連邦参議院に占  
める各州の議席数を図示し、連邦国家の長所と短所  
についてもふれ、特に短所としては教育政策が各州  
でまちまちであることを挙げ、種々の方向を指示し  
ている矢印のついたトーテムポールの漫画が描いて  
あり、とても面白い。

3節の「選挙による政治的な共同決定」では、誰  
がどの政党を選ぶのか、選挙の手続きについて、多  
数代表制選挙と比例代表制選挙、ドイツ連邦議会の  
議員の選挙の方法、5%条項、選挙戦、1949年から  
1987年までの政党別に見た、ドイツ連邦議会の議員  
の選挙結果について説明している。（5%条項につ  
いては、後で説明する。）

4節の「重要な政治的決定の担い手としての政党」  
では、政党の発展の歴史と今日の政党の任務と組織  
について、社会的公正と社会市場経済に対する各党  
の見解と基本法21条（政党）と政党法1条の抜粋を  
のせ、政党の組織と各政党の1985年の収入も図示し  
ている。

5節の「市民が彼らの関心事に対して努力する場  
合」では、多くの市民運動の事例を説明している。

6節の「連盟—組織された利害」では、連盟の  
多様性、連盟は大きな力を持つこと、その多元  
性は、すべての利害の点で同一ではないこと、立法  
への影響力について説明している。

7節の「議会と統治」では、議会の任務と行政機  
関としての連邦政府について、立法、組閣、政府の  
監視を何によって行うか、議会と野党の役割、連邦  
首相の民主的な更迭方法、基本法67条（建設的な不  
信任表明）について記している。最後に、連邦首相  
の1日の日程表を書き、週80時間勤務の重労働であ  
ることを、漫画で示している。

8節の「ドイツ民主共和国の憲法の規定と政治」  
では、ドイツ連邦共和国の政治組織との比較、社会  
主義的民主主義と社会主義的所有権の規定、社会  
主義的権利、国家組織と政治的決定の過程、中央集  
権的な計画経済と経済統制、ドイツ民主共和国の若  
者と政治に分けて、ドイツ民主共和国憲法の1条、2  
条、3条を記し、民主主義の異なった解釈の仕方、  
ドイツ社会主義統一党、人民議会、ドイツ民主共和  
国国民戦線、基本権は基本義務を意味していること、  
閣僚評議会、国家評議会について記述し、「トラバ  
ントの自動車は8,000マルクかかり、それを入手す  
るためには、8年間待たなければならない」という

ワイマールの若者との会話をのせている。

〔教科書I〕

「ドイツ人と彼らの国家」の章では、ドイツ連邦共和国の政治組織、社会組織、裁判の組織等、生活していく上で誰もが知っていなければならないことすべてが総合的に記述してある。

君が生活している国家、ドイツ連邦共和国から始まり、国家とは何か、国家の任務と国家権力、国家は国民のために存在するのか、または国民は国家のために存在するのか、誰が国家権力を行使すべきか、民主政治の重要な特徴、選挙制度、連邦国家の特色、州と連邦の代表者、政府の組閣の方法、ドイツ連邦共和国の諸機関、なぜ政党があるのか、そして何のためにあるのか、なぜ法律があるのか、そしてどのような手続きにより作られるのか、基本法に定められた基本権（人間の尊厳、個人の自由、法の下での平等、信仰・良心及び告白の自由、意見表明の自由、集会と結社の自由、信書、郵便及び電気通信の秘密、移転の自由、職業選択の自由、強制労働の禁止、住居の不可侵、所有権、相続権、公用徴収について等）、基本権は尊重され、擁護されなければならないこと、社会保険とその他の社会的な措置、国家の収入、国家は国民の権利を擁護していること、刑法での法的手段、2人の国民が争う場合、どのような法的手続きをとるか、裁判の組織、日々の生活から生じてくる訴訟事件、権利と義務は年齢と共に増してくること等について、子どもたちが興味をもって楽しく読めるように、平易な文章で解説している。ドイツ民主共和国のことを「ドイツのもう一つの部分」と記しているのも、この教科書の特徴である。

また「市町村と郡内での共同生活について」の章では、市町村の重要な任務、市町村行政、市町村が必要としているお金はどこから来ているか、市町村の統合である郡、郡の行政と財政についても説明している。

〔教科書D〕

これは7学年用の教科書であるために、「市町村と郡」の行政について書いてあるのみである。地方公共団体の決定、決定の責任者と彼らの権限、市町村議会での市町村長の任務、市町村議会での仕事、市町村の行政、市町村民の影響力を与える可能性（市町村議会議員の選挙、市町村長の選挙、市町村民の集会を通じての情報、市町村民運動）、郡で決定されるべきすべてのこと、郡の行政について平易

に説明している。

以上、政治、政党、選挙、民主主義とその原理、行政組織に関する記述について調べたが、日本の教科書のように、政治に関する一般的な知識を内容に深く立ち入らないで、広く教えるという方法ではなく、連邦議会で議席を獲得している主な4つの政党の種々の事がらに対する見解や政策についても教え、多くの事例を挙げて、生徒に矛盾点や問題点を見つけさせ、それについて深く考えさせるという形式をとっているのが特徴的である。

ここで書いておかなければならないことは、ドイツ人の民主主義に対する考え方は、日本人一般のそれとは根本的に異なっているということである。

ドイツの民主主義の保証の方法には、大きく分けて2つある。その1つは、基本法の基本権に関する条項（1条～19条）は、連邦議会の2/3または100%の賛成があっても変更できないとされている。基本法に反する法案が連邦議会を通過しても、これに反対する国民は誰でも連邦憲法裁判所に訴えることができる。基本法21条(2)では、「政党で、その目的または党員の行為が、自由な民主的な基本秩序を侵害もしくは除去し、またはドイツ連邦共和国の存立を危うくすることを目指すものは違憲である。違憲の問題については、連邦憲法裁判所がこれを決定する」と明記してある。つまり基本法の考え方によれば、ドイツに存在し得るすべての政党は、その第一条件として民主主義を積極的に支援していくという立場をとることである。日本に見られるように、民主主義が保証している言論の自由や信教の自由を悪用して、民主主義をひっくり返すような破壊を旗印にする政党ないしは団体の存在は許されないのである。

もう一つの方法は、一般に5%条項と称されているものである。これは今日すべての州選挙法と連邦選挙法に規定されているもので、この条項はそれぞれの選挙区で、総投票数の5%以上を獲得した政党のみが、議会に議員を送れることを定めている。これは小さい極端な思想を代表する小政党の濫立によって、政府が麻痺状態になることを阻止するためである。連邦憲法裁判所は、この条項をはっきりと合憲と判定している。たとえ一日たりとも無政府状態になることは許されないからである。

このように日本とドイツの民主主義の解釈の仕方が異なっているのも、この両社会が全く異質なものであることを示しているのではあるまいか。日本で

は価値を教える教育と政治的教化が混同され、価値観の相違が容易に政治的党派の利害と同一視される傾向が強いので、日本の教科書ではイデオロギーに関するものには一切ふれないで避けて通ろうとする傾向が見られる。このことは、1970年に日本を訪れたOECD教育調査団の報告書からも、はっきりと窺い知ることができる。

これに対してドイツ人たちは、いかに面倒なことであっても、困難な問題を避けて通ろうとせず、それに向かって積極的に解決するように動く。このためのよい例が基本法の改正である。法は人間のために存在するのであり、時代が変化し、居心地が悪くなった法の下で辛抱し続ける必要はないとし、居心地のよい法に変えようと努力し、1949年に制定された基本法は今日までにすでに43回改正されている。

一方わが日本国憲法は、時代は変わり、世界情勢も全く変化したにもかかわらず、まだ一度も改正されていないことに、両民族の法に対する考え方や一般的なものの考え方の相違を見ることができる。

## 2. 平和教育、国際政治について

### 〔教科書B〕

「条約は我々を戦争から守ってくれるか」の章は、これが戦争だ、二度と戦争を繰り返すな、一体全体平和は存在しないのか、条約は我々を戦争から守ってくれるか、外交政策は利益の主張だ、に分かれている。「これが戦争だ」の節では、市民生活の中の暴力事件を2例挙げ、人と人、集団と集団との間での暴力事件だけでなく、国家間の暴力事件もあり、これが戦争であるとし、広島原爆投下後の、燃焼と放射線による被害の悲惨さを表す資料と1945年2月14日のドレスデンの空爆後の様子を示す資料と一人のドイツ人兵士が死を予感して書いた、父親宛ての家族への手紙を紹介して、いかに戦争が悲惨なものであるかを生徒たちに知らせるための導入として用いている。戦争は結局、異なる宗教を信じる民族の間で、または価値観の異なる東側と西側諸国間で、自己の利益のみを主張し、互いに相手の立場を許すという寛容さの欠如から起こるものであること、従って身近な場所で起こる暴力事件でも同様であることを説き、暴力を使わないで争いを解決する方法を見つけ、実行することも、平和教育の一部であること、いかなる場合も暴力を用いることは否定されなければならないこと、条約といえども戦争から我々を必

ずしも守ってはくれないが、しかしそれにもかかわらずそれは実行可能な、必要な方法であること、国家間の戦争を避けるためには、あくまでも話し合いによる解決方法を見いださなければならないこと等を、徹底的な暴力否定の立場から記述してある。絶え間なく起こる戦争や紛争は、結局東西の超大国の代理戦争であると指摘している。1945年から1978年までに起こった戦争について、戦闘地域、時期、戦争した国、勝利者を分類して、東西対立の具体的内容と関連づけて理解させ、平和的な解決方法について生徒に考えさせている。

### 〔教科書C〕

「平和か、やむを得ない場合は力づくでか」の章では、戦争か、他の手段を用いて政治的な話し合いの継続か、理性よりも不信感の方が大きいのか、基本法が述べていること、に分かれている。

ドイツが再統一された1990年、当時のゲンシャール外相は国連総会での演説で、ドイツの外交政策の基本原則を、ドイツの地から二度と戦争を起こしてはならない、ドイツの地からは平和のみが生まれなければならないと強調したが、この教科書もB教科書同様に、あくまでも暴力否定の立場を貫いている。現在ドイツは185か国と外交関係を結んでおり、230の在外公館を持ち、1965年にはイスラエルとも外交関係を樹立した。ドイツの基本的な外交政策は、ヨーロッパ統合の推進、北大西洋条約機構(NATO)に留まり、NATOの継続的な発展に努力すること、第三世界諸国との平等な協力関係を発展させること、国連の役割を強化することであり、実りのある対話に基づき、先進工業国家と発展途上国との間の利害調整を行うために、特に国際連合と世界機関の各機関での活動を通じて、その実現を目指すこととしている。この教科書ではさらに、国際政治に関する章、「発展途上国の政治」「国家エゴか、または国際的な協力か」を2つ設けて、上記の外交の基本政策を述べている。また対外文化政策も、ドイツの外交政策を支える重要な柱の一つであり、文化的な国際交流を通して、民族間の不信感をなくし、相互の友好関係を深めることこそ、国家間の争いを平和的に解決するための重要な手段であることを説いている。

### 〔教科書E〕

「平和を作り、守る」の章では、戦争は自然の法則なのか、威嚇政策の前提条件と結果、戦争で威嚇することによって安全を得るか、平和を守ることは

国際的な任務だ、考え方を改めることが必要だ、とに分かれている。

強者が勝ち、弱者が負けるという自然法則に従えば、人間社会で起こる戦争に対しても同様にこの自然法則は当てはまるのか。いや、そうではない。戦争は人間の行為の結果であるから、科学的に研究することにより戦争を回避できるという論である。威嚇政策という言葉は、ドイツの教科書でよく使われているが、日本でよく言われている核抑止政策、核均衡論、戸締まり論の意味と同様に使われているものである。威嚇政策は、戦争の突発を阻止することができることを期待して、大国が力で脅す政策であるが、平和を確保するという目的を持ってはいるが、これによって真の意味での平和がもたらされるのではなく、結果的には相手を一層緊張させ、その武装を一層強固なものにさせてしまい、逆効果をもたらすのみである。このような威嚇政策による一時的な平和の確保は、仮想の戦争状態にあると言える。従って現在の国際関係はこの恐怖の均衡の上に成り立っているのであって、現在のドイツは決して平和な状態ではなくて、戦争不在の状態であるに過ぎないとしている。生徒に威嚇政策の是非について考えさせるために、学校の時間割に「防衛学」という教科が設けられるとするならば、君たちはどう思うか、という問いが出されているのが面白い。また国連は大国の覇権争いの場と化しており、その本来の目的から大きく逸脱していること、当然国連の機能の強化が望まれるが、東西の大国の対立に阻まれて、それには限界があること、その解決策として世界政府、地域共同体という案を提案しているが、多くの主権国家が集まって、その主権を委託する政府、または地域共同体を作ることは一層困難であり、実現は非常に難しい。これからの平和研究に期待するしかない、としている。

#### 〔教科書G〕

「平和」の章では、戦争の顔、威嚇による平和か、条約外交による平和か、国家を越えた提携による平和か、兵役義務と非軍事的役務、社会的な防衛、に分けられている。

学習効果を高めるために導入部分に、戦争の顔として、1944年12月4日のハイルブロンへの連合国軍による空襲とラオスでの戦争の2つの戦争の資料を示し、戦争の悲惨さを生徒たちに実感させ、彼らの身近にしばしば起こる争いを暴力を使わないで解決

する方法について考えさせ、また過去の戦争のことは早く忘れ去った方がよいのかどうか、議論させている。このほかにも多くの局地戦争の資料をのせている。これらの多くの戦争の原因とその経過と結果を示し、戦争を回避するためにはどのような手段があったか考えさせ、多くの戦争の原因を作っている首謀者は東西の両大国であり、これら両大国の領土では戦闘は行われず、他の小国の領土で行われていること、威嚇政策によって得られる一時的な戦争のない状態は、真の平和ではないこと、平和とは、個々の人間、集団、国家間に考え方、立場の相違がない状態ではなく、政治的対決が暴力によって解決されない状態であるとし、条約の効果についても、ないよりはる方がよいという程度で決して積極的に評価してはいない。国連の機能については、特別機関の活動による貧困、病気、文盲等の撲滅に対する成果はある程度は認めているが、国際紛争については東西両陣営の対立のためその機能がほとんど発揮できないとしている。「兵役義務と非軍事的役務」の節では、基本法12条a（兵役義務と非軍事的役務義務）と4条（信仰、良心及び告白の自由）及び17条a（基本権の制限）との関係について、連邦国防軍の任務と課題について、基本法26条（侵略戦争準備の禁止）と87条a（軍隊の設置と権能）について説明している。兵役義務または非軍事的役務義務の期間に、いくつかの基本権が制限されることについて、どの基本権が問題になっているのか、この制限が必要かどうか、生徒に考えさせている。

ドイツはNATOに加盟しているので、NATOがドイツの住民と領土の保護を引き受けていることの代償として、ドイツは50万人の兵士をNATOに提供する義務を負っており、連邦国防軍の兵力は、指揮系統としてNATO本部に所属している。ドイツは連邦国防軍の指揮系統に関して、国家主権を意識的に拒否した形をとっている。

この教科書ではさらに平和教育、国際政治に関連して「偏見」「ヨーロッパ共同体」「発展途上国」の章を設け、異人種への偏見、ヨーロッパ共同体の成功と失敗とその未来、発展途上国の特徴と低開発の原因、開発援助等について述べている。

#### 〔教科書H〕

「平和を維持し、確保する」の章の1節「日常生活での暴力—他人と交際する際の諸問題」では、主に学校とサッカーのファンクラブでの暴力につい

て、暴力には物や人間を直接傷つけるものだけでなく、言葉による暴力もあることを説明し、生徒への課題として、新聞や雑誌から暴力に関する記事を集め、どこで、誰が、どの集団が関与し、何が原因でどのようにして起こったかを種類ごとに分類して、事件に直接関係した人間にとって、この暴力は何を意味するのか、暴力なしに平和的に争いを解決する可能性はないのか、そのためにはどのような決断力が必要か、誰が主導権をとることができるか、またとるべきであったか等について討論させている。

2節「暴力と戦争—多くの中から2つの例」では、40年以上も続くインドシナでの戦争とイスラエルとアラブ諸国との戦争をとりあげている。ベトナム戦争とカンボジア紛争、ベトナムの領土拡張主義と東西の両大国との関わり、パレスチナを巡るイスラエルとアラブ諸国との宗教と領土問題を含む根深い問題について、テオドール・ヘルツルの「ユダヤ人の国家」と1917年のバルフォア宣言、1968年のパレスチナ人の国家憲章をのせ、1947年の国連が示した分割計画と今日のイスラエルの占領地域を図示し、多くの問題を生徒に問いかけている。

3節の「1945年以後のヨーロッパの平和と安全」では、戦後アメリカ、イギリス、ソ連の軍事同盟が崩壊し、東西の冷戦とドイツの分割、NATOとワルシャワ条約の軍事圏、NATOの軍事戦略と連邦国防軍の任務、限りなく新しい強力な兵器を作り出すことによる威嚇政策、「鉄のカーテン」に対する西側諸国の見解と世界の2つの陣営に対するソ連の見解、NATOの2つの任務（軍事的な防衛と政治的な緊張緩和）について述べ、NATO加盟国との提携による前方防衛の配置図を示し、前方防衛の定義と「前方防衛、しかし決して国境線を越えてはならない」とするSPDの見解をのせている。アメリカのレーガン大統領のSDI構想にもふれ、宇宙でミサイルを撃墜—すべての核兵器の終わりか、または新しい危機か、としている。

4節の「条約により平和を確保する」では、対決から緊張緩和へ、軍縮によって平和が一層確実になるか、緊張緩和政策の一部としての東方政策、国際的な軍備管理と軍縮、軍縮交渉、軍縮への障害物、ドイツ連邦共和国とドイツ民主共和国間の関係の基礎についての条約について述べている。

5節の「武器を持って、または武器を持たないで平和への奉仕活動か」では、基本法4条（信仰・良

心及び告白の自由）と12a条（兵役義務と非軍事的役務義務）との関係を解説し、これに関する1978年4月13日の連邦憲法裁判所の判決をのせている。

6節の「経済と政治におけるヨーロッパの協力」では、ヨーロッパには種々の国家グループがあり、ヨーロッパ石炭鉄鋼共同体からヨーロッパ経済共同体を経て現在のヨーロッパ共同体に発展し、多くの困難な点を伴うが、ヨーロッパ統合に向けてさらに努力しなければならないとしている。

7節の「国際連合」では、国連憲章の抜粋をのせ、安全保障理事会、国連貿易開発会議、国連の任務と国連加盟国について解説している。

「1つの世界—貧しい国と富める国」の章では、世界を貧富の度合により4つの世界（西側先進工業国、社会主義国、発展途上国、後発発展途上国）に分けて、貧困と低開発の特徴と結果、飢餓、低栄養と不十分な医療、人口爆発、学校不足による文盲と仕事がないこと、社会的不平等、収入と財産の不平等な配分、新国際経済秩序、開発援助と開発政策について、多くの資料や写真で説明している。そして最後に連邦政府（CDU、CSUとFDP）の発展途上国政策の原則と国家エゴの代わりに国際的な連帯を—SPDの見解による発展途上国政策の任務をのせている。

〔教科書FとI〕

教科書Fでは、発展途上国への開発援助以外には国際政治に関する記述がない。

教科書Iは、「国民と国家はお互いに」の章で、多くの人間と国家がある、国民と国家は相互に頼りにし合っている、偏見と何でもよく知っているという自惚に注意しなさい、ヨーロッパ、昔と今、貧困に苦しんでいる国民への援助（開発援助）、最大の不幸は戦争である、国際連合は戦争を阻止しようとする、とに分かれており、平和教育と国際政治に関する記述は、使用する対象者を考慮してか、既述の教科書と比較して非常に少ない。

以上、平和教育、国際政治に関する記述について調べてきたが、平和教育に関連して、どの教科書でもまず最初に、学校での暴力事件や他民族に対する偏見を導入として用い、話を展開している。日本の教科書には、このような扱い方をしているものは全く見当たらなかった。ここにも平和教育に対する両国民の捉え方の違いがはっきりと表われている。ドイツの教科書では、まず身近なことから理解させ、



実践させようという方針がうかがえる。また当該の事がらに関連して、各政党の見解や多くの関連資料をのせ、必要に応じてそのつど課題を出し、生徒に討論させる方式をとっている。

### 3. 学校生活について

#### 〔教科書A〕

一体なぜ子どもは学校へ行かなければならないのか、学校へ行くことの意義、級友や学校全体の人たちの協力関係によって学校生活は成り立っていること、学校には規則があるが、なぜ規則が必要なのか、規則を作ることは、自分自身を守ることでもあり、他人を守ることでもある。つまり私たちは私たち自身を守るために規則を作っていることを教えている。民主主義の最も初歩の段階を、学校生活を通じて体得させることを目的としている。

#### 〔教科書B〕

学校での個々の生徒の意志決定の仕方、自由と規律の点で、すべての人が自分の思い通りにできないこともあり得ること、自己の自由と他人の自由との接点、子どもと成人との区別、学校や家庭、一般社会で守られるべき自由と民主主義の原則について、多くの例を挙げて詳しく説明している。

#### 〔教科書C〕

生徒たちの学校に対する不満とそれらを正当な方法で解消する仕方について、生徒たちの学校管理への参加の可能性と限界について、生徒たちはどこまで学校管理に参加することを許されるのか、参加できないのはどのような場合か、そしてなぜできないのか、男女同権をめぐる諸問題、男女同権なのに女の子だけが掃除をするために生まれて来たのか等、権利の平等をめぐる種々の考え方があることを教えている。

#### 〔教科書D〕

校則、期待は葛藤へと導くことがある、共に協議し、協力し、決定に参加することを三本柱として構成している。校則は昔と今とでは、時代の流れと共にかなり変化したこと、校則は法律と行政当局の命令に従わなければならない、生徒たちはこれを守らなければならないこと、生徒たちは常に他人から多くのことを期待され、これらの期待に添いたいと誰しも願い、努力するのであるが、必ずしも期待に添えるとは限らない。そこで葛藤が生じる。学業成績においてもそうである。では学校で成績をつけること

を廃止したらどうであろうか、と問いかけ、生徒たちの願いを叶えようとするれば、社会の要求に応じることができなくなること、我々は誰でも強制と自由の間にいること、学校生活の中で民主主義の基本を実践するために、生徒たちは1人のクラス委員を選び、クラスや学校の問題を自分たちで解決すること、また生徒たちの利益を代表する組織としての生徒会の運営について詳しく述べている。

#### 〔教科書H〕

「学ぶことと職業選択」の章の1節「なぜ我々は学ぶのか」では、他の動植物とは異なり、人間には本能が欠けているので、自立できるようになるために学ばなければならないと、2つの例を挙げて平易に説明している。

2節「他人と一緒に学ぶ学校」では、学級の意義、教員と生徒はお互いに多くのことを期待し合っていること、期待される教員像、生徒が好む教員と嫌がる教員のタイプ、教員の生徒への接し方のタイプの4つの事例、今日では以前よりも学校恐怖症の生徒や教員が増えてきたことを資料で示している。

3節「学校は政治とどのように関わっているか」では、学校は国家の監督下にあること（基本法7条）、学校には多くの任務があること、生徒と両親は学校の意志決定に参加できること、民主的な学校制度と社会的公正を考慮した学校種の選択について説明し、学校制度に関する各政党の見解を示し、よく勉強して覚えておくようにと促している。

#### 〔教科書F, G〕

これらの2冊の教科書はすでに述べたA, B, C, D, Hとの多くの共通な項目はあるものの、少し異なる観点から書いてある。FとG共に学校での恐怖と攻撃、授業中の今日的な出来事、テロ攻撃を例として、暴力事件を取り上げている。Fの「両親と学校」の節では、父母会を通じて両親が学校の意志決定に参加できること、「政治的な緊張の場にある学校」の節では、長年にわたり学校問題は政争の道具にされ、イデオロギーや政治的立場、独断と偏見の影響を強く受けてきたし、現在もなお受けていること、学校での罰、学校種別の社会的な差異の存在、学校と地方自治体の政治とは密接な関係があることについても書かれており、Gでは学校改革をも取り上げている。これらの教科書は単に学校生活についてだけでなく、学校に付随した高度な社会的、政治的な問題についても生徒たちに考えさせている。

教科書 I にも、「人間が一緒に生活している所には、よい秩序がなければならぬ」「共同生活のためのいくつかの原則」等、学校生活に関連した記述が見られるが、この教科書では、学校生活のみに限定せず、「誰一人として一人だけでは生きられない」「多くの人が君のために働いている」等、広く社会生活一般について、分かり易く、生徒に語りかけるように書かれている。

以上、学校生活に関する記述について調べたが、生徒にとって最も身近な社会である学校を最初に取り上げ、楽しく、有意義な学校生活を送るために、生徒たちが知り、身につけていなければならないことを、具体的な例を挙げて、分かり易く説明しているのが大変印象的である。内容自体は生徒の生活に密着したものであるだけに、非常に分かり易い。あれもこれも多くのことを教え込もうとせず、ごく基本的なことを徹底的に考えさせようとしている。急速に変化する現代の複雑な社会で生活していく上で、失敗を可能な限り少なくし、有意義な人生を送るには、ものごとを現象面だけで捉えず、その根源まで遡って考える訓練をしなければならないからである。

一方日本の社会科の教科書では、このような学校生活に関する記述が全く見当たらない。このことも日独両国の教科書の大きな相違点の1つである。

### Ⅲ ま と め

すでに各テーマ毎にまとめを書いておいたので、ここではドイツの教科書の全体的な印象を述べ、日本の教科書改善のための提言としたい。

ドイツの教科書は紙面が大きく、頁数も多く、上質紙が使用されていて、美しい多色刷りで、生徒が興味を持つようなトピック的な見出しと多くの写真、法律の条文や条約、資料の抜粋、種々の問題に対する各政党の見解等が、それらを必要とする頁に薄い色刷りで目立つように印刷されている。一目で分かるユニークな図表やグラフ、諷刺画、さらに興味深い昔話や寓話、実話がのせてある。つまり教科書は楽しい読み物なのである。できる限り多くの事がらが列挙してある教科書こそよい教科書であるという日本人の常識は、ぜひとも改められなければならないと痛感する。また日独両国の社会科の教科書の役目はかなり異なっていると思う。日本の教科書では知識を教え込む役目の方が大きく、ドイツの教科書ではどちらかという、ある事がらを巡っていくつ

かの異なった考え方があることを示し、君たちはこの問題をどのように考えるかという風に、考えさせる課題を提供し、態度や人格の形成を促す役目の方が大きい。

一方日本の教科書は、生徒の日常的な経験よりも一般的な知識を論理的に系統立てて可能な限り多く盛り込むことを意図しているので、面白さに欠け、学習意欲を減退させる。その上重要な事からの説明は簡単過ぎて、平均的な生徒には理解し難いのではなからうか。日本の学習指導要領の指導目標は一般的に抽象的過ぎて漠然としており、分かりにくい。日本では反対意見を恐れる余り、どのようにでも解釈できるように曖昧なままにしておくのがよいという考え方があるが、ドイツのように誰にでも共通の理解が得られるように具体的に明示すべきである。

### 参 考 文 献

1. K.H.Jahnke : Zur Politik I, Ferdinand Schöningh, Paderborn.
2. H.Albrecht u.a. : Zur Politik II, Ferdinand Schöningh, Paderborn.
3. H.Binder u.a. : Zur Politik III, Ferdinand Schöningh, Paderborn.
4. K.H.Jahnke u. G.Preiß : Zur Politik, Gemeinschaftskunde für Realschulen in Baden-Württemberg, 7. Schuljahr, Ferdinand Schöningh, Paderborn.
5. Sozialkunde, Ernst Klett Schulbuchverlag.
6. R.Grix u.W.Knöll : Lernfeld Gesellschaft 7 - 10. Schuljahr, Verlag Moritz Diesterweg.
7. D.Grosser u. a. : Politik Wirtschaft Gesellschaft, ab 7. Schuljahr, Westermann.
8. H.Becker u.a. : Thema Politik, (7-10), Ernst Klett Schulbuchverlag, 1987.
9. O.Seitzer u.A.Brugger : Miteinander Füreinander, Ernst Klett Schulbuchverlag.
10. Richtlinien und Lehrpläne für die Hauptschule in Nordrhein-Westfalen, Gesellschaftslehre.
11. Grundgesetz für die BRD. Stand 1987.
12. 日本の教育政策, OECD教育調査団, 深代惇郎訳, 朝日選書, 1976
13. 社会科 中学生の公民, 日本の社会のしくみと世界, 帝国書院
14. 新編 新しい社会 公民, 東京書籍
15. 中学社会 公民的分野, 日本書籍
16. 高等学校 現代社会, 第一学習社
17. 高校生の現代社会, 学習研究社
18. 現代社会, 三省堂

(平成8年10月29日受理)